

第 5642 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月 2日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円控除

Q：自宅を譲渡した場合に3,000万円の特別控除があるそうですが、誰に譲渡してもいいのですか？

A：特別な関係がある者に対する譲渡には適用がありません。

【解説】

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除は、次の特別な関係にある者に対する譲渡には適用がありません。

- ①譲渡者の配偶者及び直系血族
- ②譲渡者と生計を一にしている親族
- ③居住用家屋の譲受け後、その譲り受けた家屋に譲渡者と同居する親族
- ④譲渡者の内縁の配偶者及びその親族でその者と生計を一にしている者
- ⑤譲渡者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者及びその者の親族でその者と生計を一にしている者
- ⑥譲渡者、譲渡者の上記①②及び③に該当する親族、譲渡者の使用人及びその使用人の親族でその使用人と生計を一にしている者並びに上記④及び⑤に該当する者（同族関係者）を判定の基礎となる株主等とした場合に次の要件に該当することとなる法人イ. 同族関係者がたの会社を支配している場合の他の会社
ロ. 同族関係者及び上記イの法人が他の会社を支配している場合における他の会社
ハ. 同族関係者及び上記イロの法人が他の会社を支配している場合における他の会社

